

令和2年度

建設工事等発注関係資料

竹原市総務企画部財政課

【目次】

1	民法及び建設業法改正に伴う建設工事請負契約約款等の改正について	2
2	建設工事着手日選択型契約方式の試行について	3
3	週休2日モデル工事の試行について	4
4	地域維持事業に係る入札契約制度の整備について	5
5	地域維持型建設共同企業体制度の導入について	6
6	入札参加資格申請の電子化（書面申請の廃止）について	7
7	入札参加資格変更届の取扱いの変更について	8

1 民法及び建設業法改正に伴う建設工事請負契約約款等の改正について

1 趣旨

民法改正（令和2年4月施行）及び建設業法改正（令和2年10月施行）を踏まえて、建設工事請負契約約款，土木設計業務等委託契約約款，建築設計業務等委託契約約款，竹原市契約規則及び竹原市建設工事執行規則の改正を行いました。

2 内容

民法改正及び建設業法改正を踏まえて、中央建設業審議会により建設工事標準請負契約約款が改正され、その実施が勧告されたため改正を行いました。

3 主な改正点

(1) 譲渡制限特約について

改正民法において、譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力は妨げられないとされたため、譲渡制限特約は維持した上で、前払、部分払等によってもなお工事の施工に必要な資金が不足する場合には発注者は譲渡の承諾をしなければならないこととしました。

併せて、譲渡制限特約に違反した場合や資金調達目的で譲渡したときにその資金を当該工事の施工以外に使用した場合に、契約を解除できることとしました。

(2) 契約不適合責任について

改正民法において、「瑕疵」が「契約の内容に適合しないもの」と文言が改められ、その場合の責任として履行の追完と代金の減額請求が規定されたことを踏まえ、約款も同様の変更を行いました。

(3) 契約の解除について

改正民法において、瑕疵に関する建物・土地に係る契約解除の制限規定が削除されたことや双方の責めに帰すべき事由でないときであっても契約を解除できることとされたことを踏まえ、催告解除と無催告解除を整理した上で契約解除を規定し直しました。

(4) 契約不適合責任の担保期間について

木造等の工作物又は地盤や石造，コンクリート造等の工作物といった材質の違いによる担保期間は民法上廃止されたことを踏まえ、約款において契約不適合の責任期間を引渡しから2年とし、設備機器等についてはその性質から1年としました。

※ 引渡しから2年（設備機器等1年）の期間内に通知をすれば、通知から1年間は当該期間を過ぎても請求可能。

(5) 監理技術者補佐の位置づけについて

10月に施行される建設業法の改正により、監理技術者の専任要件緩和のため、あらたに監理技術者補佐が規定されることについて、制度及び条文の整理を行いました。

(6) 著しく短い工期の禁止

建設業法の改正により、適正な工期の設定が求められることとなったため条文の整理を行いました。

4 適用期間

(1) 民法改正に伴う約款改正は、令和2年4月1日以降に契約するものから適用

(2) 建設業法改正に伴う約款改正は、令和2年10月1日以降に契約するものから適用

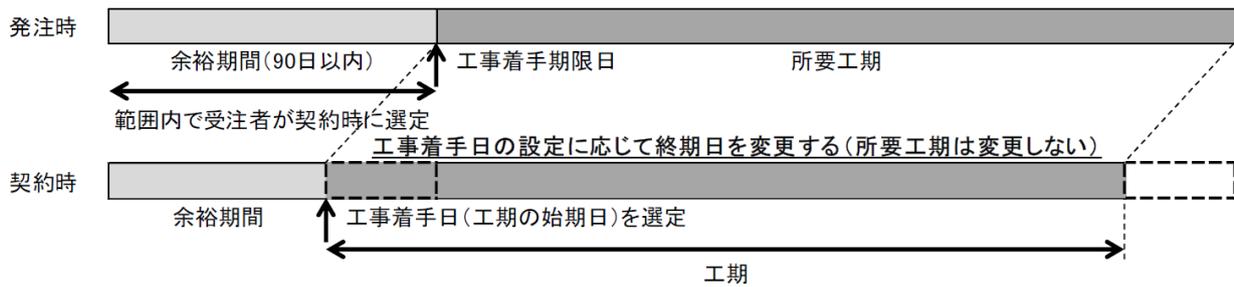
2 建設工事着手日選択型契約方式の試行について

1 趣旨

施工時期の平準化や受注しやすい環境づくりの推進等に向け、地域の実情や市が発注する工事の内容等を踏まえて建設工事着手日選択型契約方式を試行します。

2 内容

工事内容に応じて算定した所要工期は変更せず、契約日の翌日から工事着手期限日までの期間で定めた工事着手日に応じて工期の終期日を変更します。



3 施行期日

令和2年6月1日以降に指名・公告する工事・業務から適用

3 週休2日モデル工事の試行について

1 趣旨

適正な工期設定等の働き方改革への対応を進めるため週休2日モデル工事を試行します。

2 内容

週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮した工期で発注し、週休2日モデル工事を実施した結果、現場閉所状況が4週6休以上であった場合は、経費に補正係数（上乘せ）を乗じた額により変更契約金額を算出し、変更契約を行います。

週休2日モデル工事	
週休2日の考え方	<p>工期内の対象期間において、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められること。</p> <p>※ 現場閉所とは、対象期間内において、1日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日</p>
対象工事	緊急対応工事等、週休2日（現場閉所）の確保が困難な工事を除く全ての工事
発注方法	発注者指定型 受注者希望型
対象期間	<p>対象期間とは、工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。</p> <p>1 年末年始6日間及び夏季休暇3日間</p> <p>2 工場製作のみが行われている期間</p> <p>3 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間</p>

週休2日モデル工事の補正係数		
4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	週休2日（4週8休以上） (28.5%以上)
労務費 1.01	労務費 1.03	労務費 1.05
機械経費（賃料） 1.01	機械経費（賃料） 1.03	機械経費（賃料） 1.04
共通仮設費 1.02	共通仮設費 1.03	共通仮設費 1.04
現場管理費 1.03	現場管理費 1.04	現場管理費 1.06

3 施行期日

令和2年6月1日以降に指名・公告する工事から適用

4 地域維持事業に係る入札契約制度の導入について

1 趣旨

災害時における対応や社会資本に係る地域維持事業（地域における公共土木施設等の維持管理のために必要不可欠な災害応急対応，修繕，パトロール等（維持管理に該当しない新設・改築等の工事は含まない。))を適切かつ効率的・持続的に行うことができる市内業者の安定的な確保を図るための制度を導入します。

2 内容

地域維持事業で建設業者に発注する業務を「地域維持事業に係る業務」(地域維持業務)とし，地域維持事業に係る業務については単体企業その他「地域維持型建設共同企業体」も受注できることとします。

入札・契約事務の方法等については建設工事を発注する場合に準じて行うこととし，また，地域維持型契約方式（複数年契約，包括発注，共同受注等の地域における社会資本の維持管理に資する方式）も活用できることとします。

3 施行期日

令和2年6月1日以降に指名・公告する業務から適用

5 地域維持型建設共同企業体制度の導入について

1 趣旨

企業単体での施工が可能な企業数が相対的に減少することが想定されることから、市内の複数企業（2～10社）の自発的な協業関係により実施体制を安定確保するために結成させる「地域維持型建設共同企業体（以下「地域維持型JV」という。）」による共同受注を可能とする制度を導入します。

2 内容

(1) 対象事業

社会資本の維持管理のために必要な事業のうち、災害応急対応、除雪、修繕、パトロール等、地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある業務（維持管理に該当しない新設・改築等の工事は含まない。）

(2) 地域維持型JVの運営形態

共同施工方式 (甲型)	全構成員があらかじめ定めた出資割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって地域維持事業を施工する方式
分担施工方式 (乙型)	各構成員間で受注した地域維持事業をあらかじめ工区等に分割し、各構成員はそれぞれの分担した工区等について責任をもって施工する方式

(3) 地域維持型JVの要件等

結成	発注する業務ごとに結成
構成員の数	2者から10者
組合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・土木一式工事の入札参加資格を有する者の組合せとする ・代表者の格付等級はAまたはB、その他の構成員は格付等級の制限なし
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成員は発注機関が入札公告で定める地域に主たる営業所を有する者で、土木工事業の建設業許可を受けてからの営業年数が5年以上あること ・代表者は発注機関が入札公告で定める地域に主たる営業所が10年以上所在する者であること。 ・その他の構成員のうち2分の1以上は発注機関が入札公告で定める地域に主たる営業所が10年以上所在する者であること ・代表者は土木一式工事について元請として実績があり、かつ同種の地域維持業務を履行した経験がある者であること ・全ての構成員は中小企業基本法第2条に規定する要件を満たしていること
出資比率等	<ul style="list-style-type: none"> ・甲型の場合は、均等割りの10分の6以上 ・乙型の場合は、分担業務額があること

(4) 入札方式等

導入する地域や業務の実情に応じて、単体の有資格者と地域維持型JVの混合入札を実施します。

3 施行期日

令和2年6月1日以降に指名・公告する業務から適用

6 入札参加資格申請の電子化（書面申請の廃止）について

1 趣旨

建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格申請について、段階的に窓口申請を廃止し、資格審査受付システムを利用した電子申請に一元化します。

あわせて、資格審査受付システムについて、ICカードがなくとも、ID・パスワードがあれば利用できるようにシステムを改修します。

2 内容

(1) 電子申請一元化

令和3・4年度建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査について、令和2年秋に予定している当初申請及び令和3・4年度に予定している追加申請の方法を、原則、電子申請とします。令和5・6年度以降の入札参加資格審査については、電子申請のみの受付とします。

区分	令和3・4名簿	令和5・6名簿
当初申請	原則、電子申請	電子申請のみ
追加申請		

(2) システムの改修（ID・パスワード方式の導入）

資格審査受付システムについて、ICカードがなくとも、利用できるようにシステムを改修します。

現行	改修後
システムを利用するには、ICカードと利用者登録番号が必要	ID（商号・名称）とパスワード（利用者登録番号）により利用可能 ※ICカードを持っている場合は、従前どおり、ICカードを使って利用することも可能

○お知らせ

※ 改修は資格審査受付システムについてのみです。電子入札システムを利用するには、従前どおりICカードが必要となります。

※ ID・パスワード方式で利用しようとする場合は、広島県電子自治体推進協議会の電子入札運営部会に対し、システムの利用開始申請を行います。（令和2年7月から申請可能）

申請後、利用者登録番号の通知まで、通常、2週間前後かかるので、余裕を持って申請してください。

すでに利用者登録番号を持っている場合は、そのまま利用可能です。

利用者登録番号等の詳細については、広島県の調達情報のHPを確認してください。

・ <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/index.html>

※ ID・パスワード方式での利用は、令和3・4年度建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格申請から可能となります。

7 入札参加資格変更届の取扱いの変更について

1 趣旨

建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格変更届について、広島県及び県内市町（広島市を除く。）の取扱いを統一し、利用者の利便性の向上を図ります。

2 内容

資格審査受付システムを共同運用する広島県及び県内市町（広島市を除く。）の入札参加資格変更届の提出方法等について、次のとおり取扱いを統一します。

	従前	統一後
提出方法	電子、紙のどちらか	原則、電子で提出 ただし、システムを利用できない者、システムで変更できない内容については紙で提出
添付書類	郵送又は持参	原則、システム上で添付 ただし、紙で変更届を提出する必要がある場合については、郵送または持参

※ システムに添付書類を添付できるのは変更届のみです。入札参加資格申請の添付書類は従前どおり、消費税及び地方消費税の電子納税証明書を除き郵送又は持参により提出してください。

3 施行期日

令和2年6月1日以降に提出する変更届から適用